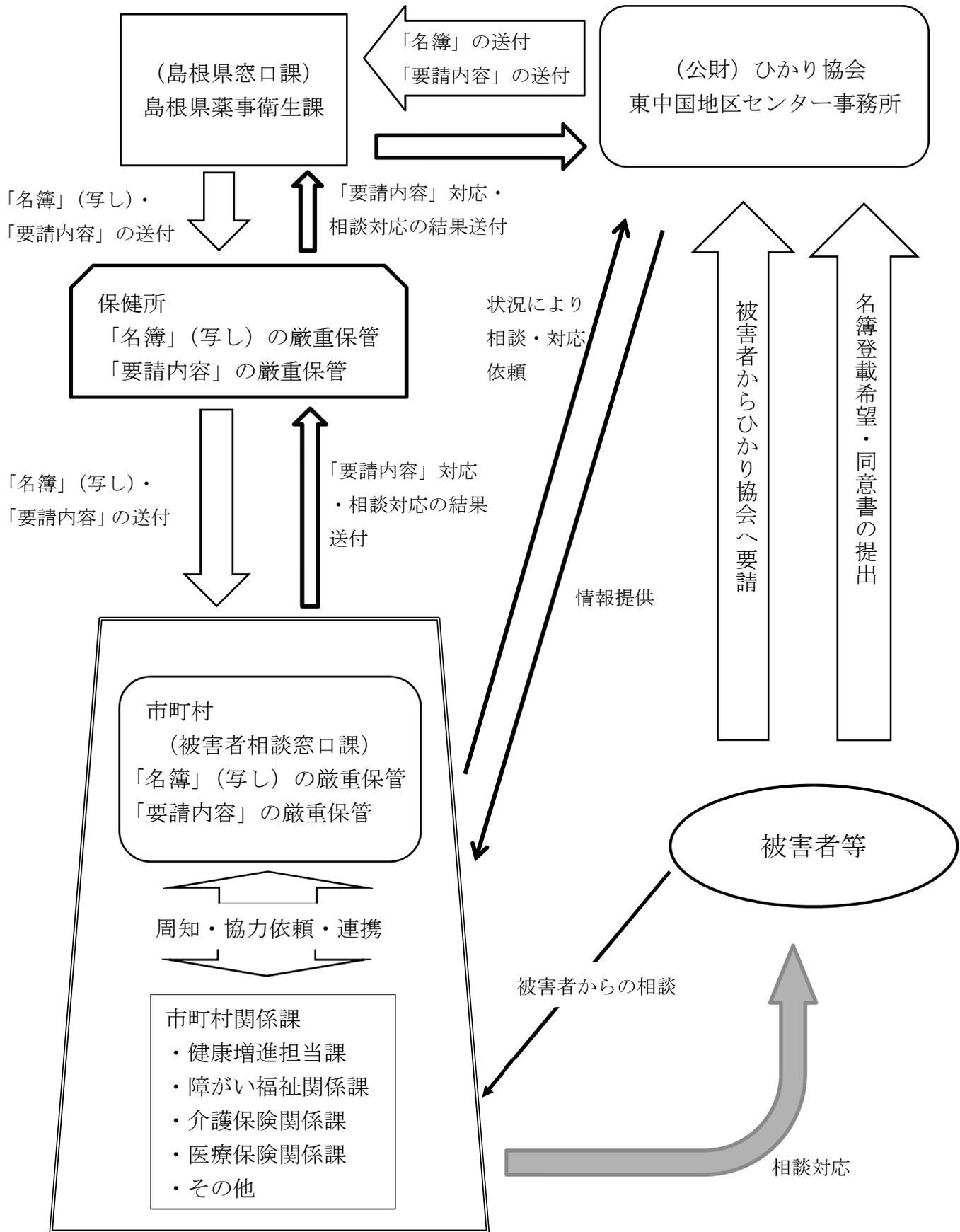


森永ひ素ミルク中毒事件被害者救済事業に係る行政協力の取組について（島根県）

島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ

「名簿」（写し）及び「要請内容」の流れ



森永ひ素ミルク中毒被害者救済対策事業に係る行政協力について

大阪市健康推進部健康づくり課

1. 行政協力内容について

- ・市内24区役所で実施するがん検診・特定健診等の各種検診、健康相談等の年間スケジュールを年度当初に情報提供
- ・「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」及び「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者要請内容」を関係区役所保健福祉センターの保健師部署に送付。必要に応じて保健師等が個別対応。対応結果については年2回報告を受けてひかり協会に回答
- ・行政協力懇談会の開催（年1回6月～7月に実施）

平成27年度出席者：公益財団法人ひかり協会西近畿地区センター事務所
大阪府地域救済対策委員会
森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会大阪府本部
大阪市 健康局：健康づくり課、健康施策課
福祉局：障がい福祉課
危機管理室：危機管理課

※大阪市出席者は、ひかり協会からの懇談会要請事項の内容に応じて、関係部署が出席しており、これまでの懇談会では福祉局の保険年金課、障がい支援課、心身障がい者リハビリテーションセンターなどの部署も出席している

- ・現住所の確認ができない被害者の住所調査への協力
- ・ひかり協会が発行している会報の本市関係部署への送付
- ・ひかり協会が開催する健康懇談会への講師派遣の協力等
- ・ひかり協会事業の本市担当部署への情報提供への協力等

2. 平成27年度では、上記の取り組みに加えて、ひかり協会が行っている被害者の肝炎ウィルス検査受診の取り組みについて、以下のとおり協力している。

- ①未受診の被害者についての情報提供、受診勧奨等の要請を受けた。
- ②検査受診へ向けて、大阪市が行っている肝炎ウィルス検査に関する情報提供を、関係区役所保健福祉センターの保健師が被害者に実施。
- ③情報提供後、検査受診に結びついていない場合は、個別に訪問・電話などによる受診勧奨を関係区役所保健福祉センターの保健師が実施。
- ④以上の取り組みにより、これまで把握できなかった未受診の被害者の状況確認とともに、受診者の増加や適切な支援に結びついている。

3. 森永ひ素ミルク被害者対策対象者名簿及び要請内容について（平成27年度における12月31日までの状況）

平成27年 4月中旬：ひかり協会より対象者名簿及び要請内容を収受

平成27年 5月中旬：市内22区役所保健福祉センターに名簿提供及び要請内容に基づく個別対応を依頼

平成27年 7月下旬：追加の要請内容を収受し、関係区に個別対応を依頼（肝炎受診勧奨）

平成27年10月中旬：要請内容に基づく個別対応の今年度上半期の結果報告を関係区から受けて、ひかり協会に提出

平成27年10月下旬：追加の要請内容を収受し、関係区に個別対応を依頼

平成27年12月下旬：追加の要請内容を収受し、関係区に個別対応を依頼

※平成27年12月31日現在 名簿提供：22区103人

要請内容に基づく個別対応：13区35人